

設立に認可を要する法人に関する
行政評価・監視
結果報告書

平成26年6月

総務省行政評価局

前 書 き

我が国の法人には、学校法人、医療法人、社会福祉法人、健康保険組合等、民間の発意により、特別の法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（以下「設立認可法人」という。）が存在する。

設立認可法人が行う事業は、国民一般を対象とするものもあれば、特定の業を営む者を対象とするものもあり多様であるが、概して公的な性格を有している。また、設立認可法人には、法人税の減免を始めとして税制上の優遇措置が講じられ、その業務に関して補助金、委託費、交付金が交付され、又は負担金が支出される等、財務面で行政と密接な関係にあるものが多い。このようなことから、設立認可法人については、公的な性格を有する事業の担い手として、健全かつ安定的で透明性の高い運営を確立することが強く求められる（「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においては、医療法人や社会福祉法人の財務状況の健全性や透明性の確保について言及されている。）。

近年、設立認可法人における経営破綻等の発覚や財務状況の不透明性に対する指摘がみられる。その一方で、行政庁による設立等の認可の審査の実態や、組織及び業務の運営に対する指導監督の実施状況、設立認可法人の業務実績については、必ずしも明らかとなっていない。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、国所管の設立認可法人のうち、多数の国民の利用に係るサービスや福祉のためのサービスの提供を行っており、かつ、税制上の優遇措置や補助金等の交付を受ける等、財務面で国との関係がある学校法人、医療法人、社会福祉法人、健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金、企業年金基金及び広域臨海環境整備センターを対象に調査を行い、設立認可法人に係る行政の改善材料を提供することを目的として実施したものである。

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	
1	今回調査対象とした設立認可法人の概要	2
2	調査の視点	40
3	社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し	42
4	医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底	48
5	設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化	63

目 次

第2 行政評価・監視結果

1 今回調査対象とした設立認可法人の概要

表1-1	民法第33条の規定	11
表1-2	医療法人の所轄庁に関する規定	11
表1-3	社会福祉法人の所轄庁に関する規定	11
表1-4	学校法人の事務の区分に関する規定	12
表1-5	社会福祉法人の事務の区分に関する規定	13
表1-6	第一号法定受託事務に関する規定	13
表1-7	医療法人及び社会福祉法人に係る事務・権限の移譲等に関する見直し方針について	13
表1-8	厚生年金基金制度の見直しに係る法律の概要	18
表1-9	学校法人制度の関連規定	18
表1-10	医療法人制度の関連規定	20
表1-11	社会福祉法人制度の関連規定	21
表1-12	健康保険組合制度の関連規定	23
表1-13	厚生年金基金制度の関連規定	24
表1-14	国民年金基金制度の関連規定	25
表1-15	確定給付企業年金制度における企業年金基金の関連規定	27
表1-16	広域臨海環境整備センター制度の関連規定	30
表1-17	行政手続法における審査基準等に関する規定	31
表1-18	学校法人における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	32
表1-19	医療法人における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	33
表1-20	社会福祉法人における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	34
表1-21	健康保険組合における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	35
表1-22	厚生年金基金における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	36
表1-23	国民年金基金における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	37
表1-24	企業年金基金における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	38
表1-25	広域臨海環境整備センターにおける役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	38

3 社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し

表3-1	社会福祉法人の役員の定数に関する規定	44
表3-2	社会福祉法人に財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置制度	45
表3-3	社会福祉法人の審査基準で定められた役員数に対する所轄庁の意見	47

4 医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底

表4-1	所轄庁に対する学校法人の財務諸表等の届出等に関する規定	50
表4-2	学校法人の財務諸表等の届出の遵守状況	51
表4-3	学校法人の財務諸表等の備置き及び閲覧に関する規定	52
表4-4	学校法人の財務諸表等の閲覧及びその対象者に関する通知	52
表4-5	学校法人における財務諸表等の備置き状況	53
表4-6	都道府県による学校法人の財務諸表等の備置きの確認状況	54
表4-(1)-1	所轄庁に対する医療法人の財務諸表等の届出等に関する規定	54
表4-(1)-2	医療法人の財務諸表等の届出の遵守状況	56
表4-(1)-3	関東信越厚生局における平成23年度の医療法人の財務諸表等の届出の状況	56
表4-(1)-4	医療法人の財務諸表等の備置き及び閲覧に関する規定	57
表4-(1)-5	医療法人における財務諸表等の備置き状況	57
表4-(1)-6	医療法人において閲覧に供する財務諸表等を備えて置いていない主	

	な理由	58
表 4 - (2) - 1	所轄庁に対する社会福祉法人の財務諸表等の届出等に関する規定	58
表 4 - (2) - 2	社会福祉法人における積立金の状況	59
表 4 - (2) - 3	社会福祉法人の財務諸表等の届出の遵守状況	60
表 4 - (2) - 4	社会福祉法人の財務諸表等の届出状況	60
表 4 - (2) - 5	社会福祉法人の財務諸表等の備置き及び閲覧に関する規定	61
表 4 - (2) - 6	社会福祉法人における財務諸表等の備置き状況	61
表 4 - (2) - 7	所轄庁による社会福祉法人の財務諸表等の備置きの確認状況	62
5 設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化		
表 5 - 1	監事による業務の監査の取組事例	70
表 5 - (1) - 1	学校法人の監事が理事会に出席していない例等	71
表 5 - (1) - 2	「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査」の内容	71
表 5 - (1) - 3	平成 25 年度学校法人実態調査の内容	73
表 5 - (1) - 4	学校法人監事研修会の内容	74
表 5 - (1) - 5	都道府県における監事による学校法人の監査の指導状況等	75
表 5 - (2) - 1	社団医療法人の定時社員総会に関する規定等	75
表 5 - (2) - 2	医療法人が定款に示した内容の定時総会を実施していない事例	76
表 5 - (2) - 3	医療法人の業務に関する規定	76
表 5 - (2) - 4	医療法人において役職員以外への貸付けを行っており、地方厚生（支）局から指導を受けた事例	77
表 5 - (2) - 5	医療法人への立入検査等に関する規定	77
表 5 - (2) - 6	地方厚生（支）局による医療法人への報告徴求の実施状況	78
表 5 - (2) - 7	地方厚生（支）局による医療法人への立入検査の実施状況	78
表 5 - (2) - 8	地方厚生（支）局による医療法人への書面による行政指導の実施状況	79
表 5 - (2) - 9	地方厚生（支）局による立入検査等において、医療法人に対し改善指導が行われた主な事例	79
表 5 - (2) - 10	医療法人における役職員への福利厚生目的での貸付けに関する規定	79
表 5 - (3) - 1	社会福祉法人の所轄庁による指導監査において、繰り返し改善指導が行われている事例	80
表 5 - (3) - 2	社会福祉法人における定款変更に関する規定	80
表 5 - (3) - 3	社会福祉法人において新たな事業を行うなどの前に必要な定款変更がなされていなかった事例の件数	81
表 5 - (3) - 4	社会福祉法人の所轄庁における監事監査に係る指導等の実施状況（参考）地方厚生局による指導監査における社会福祉法人の監査事務への指導の例	82
表 5 - (3) - 5	社会福祉法人の所轄庁が監事監査のチェックリストを示している例（広島県の例）	83
表 5 - (3) - 6	社会福祉法人の外部監査に関する規定	84
表 5 - (3) - 7	「社会福祉法人の認可について」における事業規模に該当する法人数	84
表 5 - (3) - 8	社会福祉法人の外部監査の受検状況	85
表 5 - (3) - 9	「社会福祉法人の認可について」における事業規模に該当する 31 法人のうち外部監査を受検していない 21 法人における未受検の理由	86
表 5 - (4) - 1	地方厚生（支）局における健康保険組合に対する実地指導監査の実施状況	86
表 5 - (4) - 2	健康保険組合に対する実地指導監査における監事面談の実施に関する通知（参考）健康保険組合の監事の職務に関する通知	87
表 5 - (4) - 3	健康保険組合における自己点検シートを活用した監査機能の強化の推進	89
表 5 - (5) - 1	厚生年金基金の監事の職務に関する通知	92

表 5 - (5) - 2	厚生年金基金の監事監査における具体的な監査項目の例	94
表 5 - (5) - 3	地方厚生（支）局における厚生年金基金に対する実地監査の実施状況	96
	（参考）厚生労働省が実施した厚生年金基金に対する会計事務執行状況の点検調査結果に基づく監事監査に係る指導	96
表 5 - (5) - 4	地方厚生（支）局の厚生年金基金に対する実地監査における監事以外の者による監査の実施、監事以外の者が補助として行う場合の監事の指示に関する指摘の状況（平成 24 年度）	97
表 5 - (6) - 1	国民年金基金の監事の職務に関する通知	98
表 5 - (6) - 2	地方厚生（支）局における国民年金基金に対する実地監査の実施状況	100
表 5 - (7) - 1	企業年金基金の監事の職務に関する通知	100
表 5 - (7) - 2	企業年金基金の監事監査における具体的な監査項目の例	102
表 5 - (7) - 3	地方厚生（支）局における企業年金基金に対する書面監査及び実地監査の実施状況	104
表 5 - (7) - 4	地方厚生（支）局における企業年金基金に対する書面監査の際の監事監査に係る監査項目	105
表 5 - (8) - 1	大阪湾広域臨海環境整備センターに出資している地方公共団体及び港湾管理者	107
表 5 - (8) - 2	大阪湾広域臨海環境整備センターの管理委員会	107
表 5 - (8) - 3	大阪湾広域臨海環境整備センター定款	107

<資料編 調査した設立認可法人及び所轄庁の概要>

資-1	学校法人	111
資-2	医療法人	113
資-3	社会福祉法人	115
資-4	健康保険組合	118
資-5	厚生年金基金	120
資-6	国民年金基金	122
資-7	企業年金基金	124
資-8	広域臨海環境整備センター	126

※ 学校法人に係る私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の規定は、私立学校法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 15 号）による改正前の規定である。

厚生年金基金に係る厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び企業年金基金に係る確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）の規定は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）による改正前の規定である。

また、厚生年金基金に係る厚生年金基金令（昭和 41 年政令第 324 号）の規定は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 26 年政令第 73 号）による廃止前の規定である。